**徳島大学藤井節郎記念医科学センター（以下藤井センター）内設置機器の利用規則**

1. 機器の利用希望者は藤井センター機器利用申請書と誓約書を記入の上、藤井センター3階・304教員補佐室まで提出する。また、変更の必要が生じた場合には責任者は速やかに再申請を行う。
2. 利用可能時間は基本的に藤井センター技術補佐員の常駐している平日午前9時から午後5時とする。共同研究先の担当教員がいる場合には、担当教員の了承の上で上記時間外の使用も可とする。
3. 機器の予約は各機器に備え付けの予約表（カレンダー型またはバインダ型）へ直接記載するかたちで行う。または藤井センター技術補佐員への電話（内線7895）にて、利用希望者の代わりに、補佐員が予約表への記載も対応する。
4. 藤井センター・オープンラボユーザー以外の利用者は負担料金として、各機器に応じて課金が生じる。これらの負担料金は予約表と使用簿の記載から月毎に精算し、徴収する。
5. 各機器に必要となる消耗品は基本的には利用者が各自で購入し、その都度持ち込んで使用する。または、共同研究先の担当教官を通じて購入費用を按分する等での対応も可とする。
6. 機器の使用後は必ず備え付けの使用簿に必要事項を記入し、片づけを行うこと。また機器に不調の箇所があった場合には直ちに機器管理者もしくは技術補佐員に報告する。
7. 初めて使用する機器は、機器管理者もしくは技術補佐員、メーカーからの取扱説明を必ず受けること。使用方法を熟知せずに使用した際の破損・故障による有償修理はこれを負担する。
8. 機器が故障した場合は、故障の原因となった使用者が明らかな場合を除き、利用頻度に応じて修理費用を按分する。